

令和8年度高山工業高等学校プロパンガス供給（単価契約）仕様書

- 1 契約の目的 プロパンガス供給（単価契約）
- 2 契約の品名 プロパンガス（標準）（い号LPG） 1 m³
- 3 購入予定数量 約11,276 m³
ただし、実際に購入する数量は、バルク貯槽外部に設置したガスメーターの読取数量によるので、予定数量とは異なる。
また、この予定数量を下回ることがあっても補償請求には応じない。
- 4 納入先 岐阜県高山市千島町291番地 岐阜県立高山工業高等学校
- 5 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 6 納入条件
バルクローリー渡しにより、バルク貯槽（容量980kg）内に常にガスを充填しておくこと。
ただし、本館系統に供給するガス（年間1,400 m³程度）並びに南棟系統（年間500 m³程度）と体育館系統（年間10 m³程度）についてはガスボンベによる供給とする（関係する条項にも同様に適用し、適宜読み替えるものとする）。
- 7 供給施設管理
液化石油ガスの保安と確保及び取引の適正化に関する法律、消防法によるプロパンガス供給に伴い適用される諸規制に係る法令に定める供給施設等の諸点検及び維持管理は、本契約に含まれる。
- 8 その他
 - (1) 現在設置されているバルク内のプロパンガス残量、法令により義務づけられている表示板その他プロパンガス供給のために現在供給している契約の相手方（以下「前期供給者」という。）が設置した物の所有権は前期供給者に帰属する。よって本契約（令和8年4月を始期とする契約のことをいう。以下、同じ。）の相手方（以下「本期供給者」という。）と前期供給者が異なる場合、本期供給者は、前期供給者が所有する物について、本期のプロパンガス供給を円滑に実施するために、本期供給者が前期供給者と異なることによって発生する事項について、速やかに処理すること。
なお、前期供給者が所有する物以外に関する事項で本期供給者が前期供給者と異なることによって発生する事項についても同様である。
 - (2) 本契約期間終了後、次期の契約の相手方（以下「次期供給者」という。）が本期供給者と異なる場合、次期のプロパンガス供給を円滑に実施するために、次期供給者が本期供給者と異なることによって発生する事項について、速やかに処理すること。なお、本期供給者は、次期供給者のプロパンガス供給の円滑な実施のため、次期供給者が行う、次期供給者が本期供給者と異なることによって発生する事項の処理に協力すること。
 - (3) 特記仕様書
 - 不当介入における通報義務について
 - 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
 - 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。